

【重点課題３】高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進

取組方針

高齢者が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、地域包括支援センターが中心となって、京都のまちが培ってきた自治の伝統を生かした高齢者を支えるネットワークの構築を一層進めます。

また、高齢者が可能な限り居宅において生活をするためには、安全で暮らしやすい生活環境の整備が重要であり、住宅分野と介護分野との連携による高齢者に相応しい住まいづくり、災害時の避難支援体制の確保等の取組を進めます。

施策・事業数 53(うち、新規11)

【施策の体系】

1 高齢者を支えるネットワーク構築の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 301 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携
- 302 地域包括支援センターの体制の充実＜新規＞
- 303 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組＜新規＞
- 304 地域包括支援センターの広報の充実＜新規＞
- 305 高齢者支援に係る全市統一的なITネットワークシステムの導入＜新規＞

(2) 地域における関係機関の連携

- 306 地域包括支援センターと関係機関との顔の見えるネットワーク構築の推進
- 307 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催
- 308 区・支所単位の協議の場としての「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の運営及び連携体制の構築支援
- 309 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に向けた取組支援
- 310 医療と介護の連携を進めるための情報の共有＜新規＞
- 311 介護サービス事業者及び関係機関との連携

（３）在宅ケア体制の充実

- ３１２ 体調不安時に重症化防止のため一時的な入院をサポートする環境を整えることで、在宅療養を支援する仕組みづくり＜新規＞
- ３１３ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等の医療専門職の情報提供
- ３１４ 在宅医療実施機関（訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤管理等）の情報提供

（４）相談・情報提供体制の充実

- ３１５ 地域包括支援センターにおける相談機能の強化
- ３１６ 区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援
- ３１７ 区役所・支所の保健師等専門職員の福祉・介護分野の知識・経験の充実強化
- ３１８ 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進
- ３１９ 見守り，配食サービス，買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の情報提供＜新規＞
- ３２０ 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- ３２１ 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- ３２２ 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

（５）地域住民による自主的な活動の推進

- ３２３ 地域コミュニティの活性化の総合的かつ計画的な推進による，自治会・町内会等への支援＜新規＞
- ３２４ 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進
- ３２５ 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- ３２６ 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援

２ 高齢者が安心できる生活環境づくり

（１）高齢者が安心して暮らせる住まいづくり

- ３２７ 市営住宅のバリアフリー化の推進
- ３２８ 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- ３２９ 福祉・介護の専門家と建築士との連携による高齢者の状態像に応じた住宅リフォーム等への支援
- ３３０ サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者にふさわしい住まいの整備促進＜新規＞
- ３３１ 民間賃貸住宅に円滑に入居するための支援
- ３３２ 多様な高齢者向けの住まいについての情報提供

(２) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

- ３３３ ユニバーサルデザインに基づく生活環境づくり
- ３３４ 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進
- ３３５ あんしん歩行エリア対策事業の推進
- ３３６ 交通安全普及啓発事業の推進
- ３３７ ベンチの設置などによる休憩スポットの充実等の推進
- ３３８ 市バスにおけるノンステップバスの導入促進
- ３３９ 移動に制約のある方への支援
- ３４０ 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

(３) 防災対策・防犯対策の推進

- ３４１ 災害時要援護者名簿を活用した地域における見守り体制の充実＜新規＞
- ３４２ 福祉避難所の事前指定の推進＜新規＞
- ３４３ 災害ボランティアセンターの運営
- ３４４ 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進
- ３４５ 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供
- ３４６ 学区の安心安全ネット継続応援事業の実施
- ３４７ 応急手当の普及・啓発
- ３４８ 防火アドバイザーの養成
- ３４９ 住宅用火災警報器の設置促進

(４) 消費者施策の推進

- ３５０ 消費者啓発・教育の推進
- ３５１ 市民との協働による見守りの仕組みづくり
- ３５２ 消費者被害救済のための相談事業の充実
- ３５３ 消費者被害等の迅速な情報提供

1 高齢者を支えるネットワーク構築の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核機関と位置付ける地域包括支援センターの機能強化を図るため、センターの職員体制を充実するとともに、センター職員の質の確保・向上に向けた研修の実施を行います。

さらに、介護、医療、福祉サービスの情報を一元的に管理できるITネットワークシステムを構築し、センターにおいて市民からの相談に円滑に対応できる体制を構築します。

〔施策・事業〕

301 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、市内に61箇所の地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、担当する区域において、以下の4つの事業を一体的に実施するとともに、地域の高齢者を支える中核機関として地域住民のニーズに適切に対応します。また、事業の実施に当たっては、各職員が専門性を生かすとともに、チームアプローチによる高齢者への包括的な支援に取り組みます。

① 介護予防ケアマネジメント（保健師等を中心に対応）

予防給付と介護予防事業（地域支援事業）のケアマネジメントを一体的に実施し、要支援状態の悪化防止と要介護状態にならないための予防を図ります。

② 総合相談・支援（社会福祉士を中心に対応）

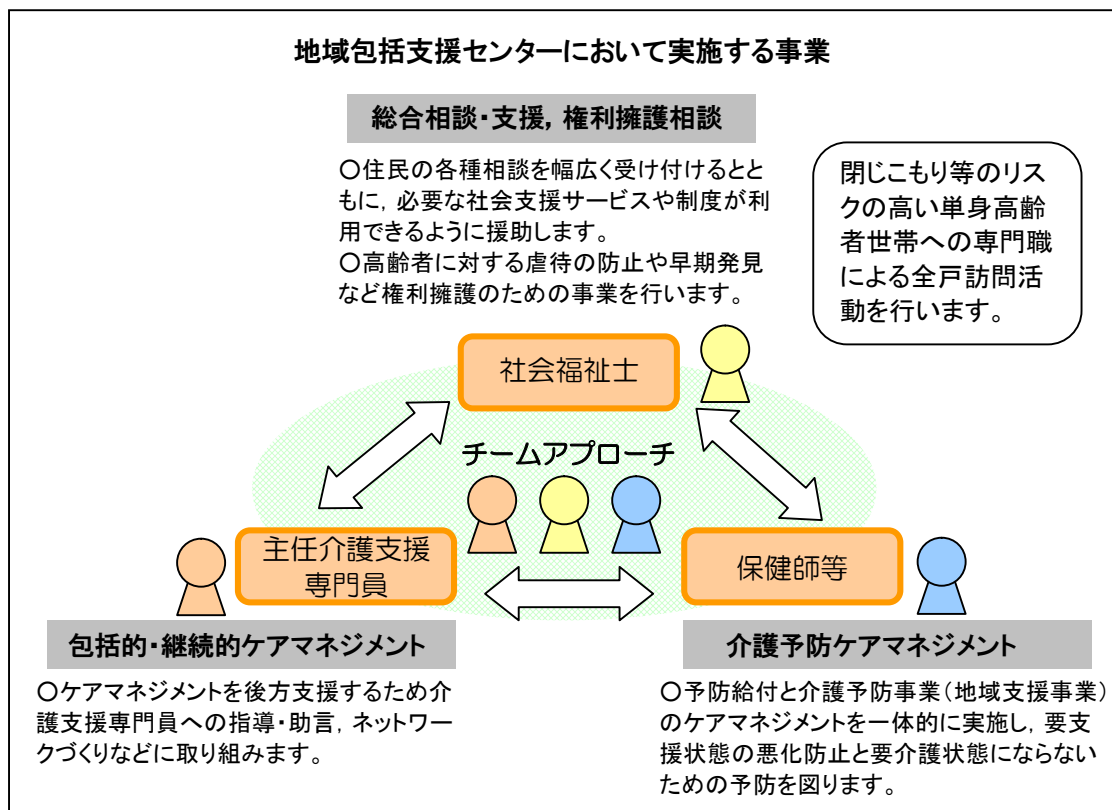
地域住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根に捉われない横断的・多面的な支援を行います。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスが利用できるよう援助します。

③ 権利擁護相談（社会福祉士を中心に対応）

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント（主任介護支援専門員を中心に対応）

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するため、介護支援専門員の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等を行います。



地域包括支援センターの設置箇所数については、高齢者人口3～6千人に1箇所を標準とする国の指標に基づき、市内に61箇所としています。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの担当を決め、地域ケア会議を開催するなど、地域の関係機関や社会資源等と連携した各事業を推進します。

【数値目標】

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域包括支援センター相談件数	250,000件	263,700件	276,900件	290,800件

※ 相談件数について毎年度5%の増加を目標とする。

302 地域包括支援センターの体制の充実＜新規＞

高齢化の進展に伴い増加が見込まれるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援を行い、地域のネットワーク構築を進めるために、地域包括ケアシステムの中核機関と位置付ける地域包括支援センターの機能強化を図る必要があることから、地域包括支援センターの職員体制を充実します。

303 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組＜新規＞

地域包括支援センターの職員を対象とした研修や、区役所・支所単位で職種ごとに専門職員会議を開催し、質の確保・向上に努めます。

とりわけ、介護予防ケアマネジメントが適切に実施できるよう、運営指導を行うとともに、地域包括支援センターで働く職員の人材育成、スキルアップの観点から、目的・対象を絞り込んだ体系的な研修を実施するため、職種やキャリア等に応じた研修プログラムの開発を行います。

304 地域包括支援センターの広報の充実＜新規＞

地域包括支援センターの認知度を高めるため、愛称・シンボルマークのPRも含め、高齢者の身近な相談先である地域包括支援センターを、高齢者を中心に広く地域全体に広報します。

305 高齢者支援に係る全市統一的なITネットワークシステムの導入＜新規＞

高齢者の医療、介護、福祉サービスの利用状況などの情報を一元的に管理できるITネットワークシステムを構築し、全地域包括支援センターに導入することにより、市民からの相談に円滑に対応できる体制の構築を図り、また地域包括支援センターと区役所・支所が情報を共有することにより、区役所・支所から地域包括支援センターに対し、必要に応じて迅速かつ的確な支援を行います。

(2) 地域における関係機関の連携

地域包括支援センターを中心に、各団体等が地域の資源と課題を共有し、有機的な連携が図れるように支援します。

また、要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者への在宅生活支援のため、地域包括支援センターを中心として医療と介護の連携を促進します。

〔施策・事業〕

306 地域包括支援センターと関係機関との顔の見えるネットワーク構築の推進＜新規＞

高齢者が介護サービスや高齢者保健福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会等の関係機関との地域ケア会議をはじめとする連絡会等を開催し、顔の見えるネットワーク構築を推進します。

また、地域の実情に応じ、区ボランティアセンターとも連携し、学生ボランティアとの関係構築を図ります。

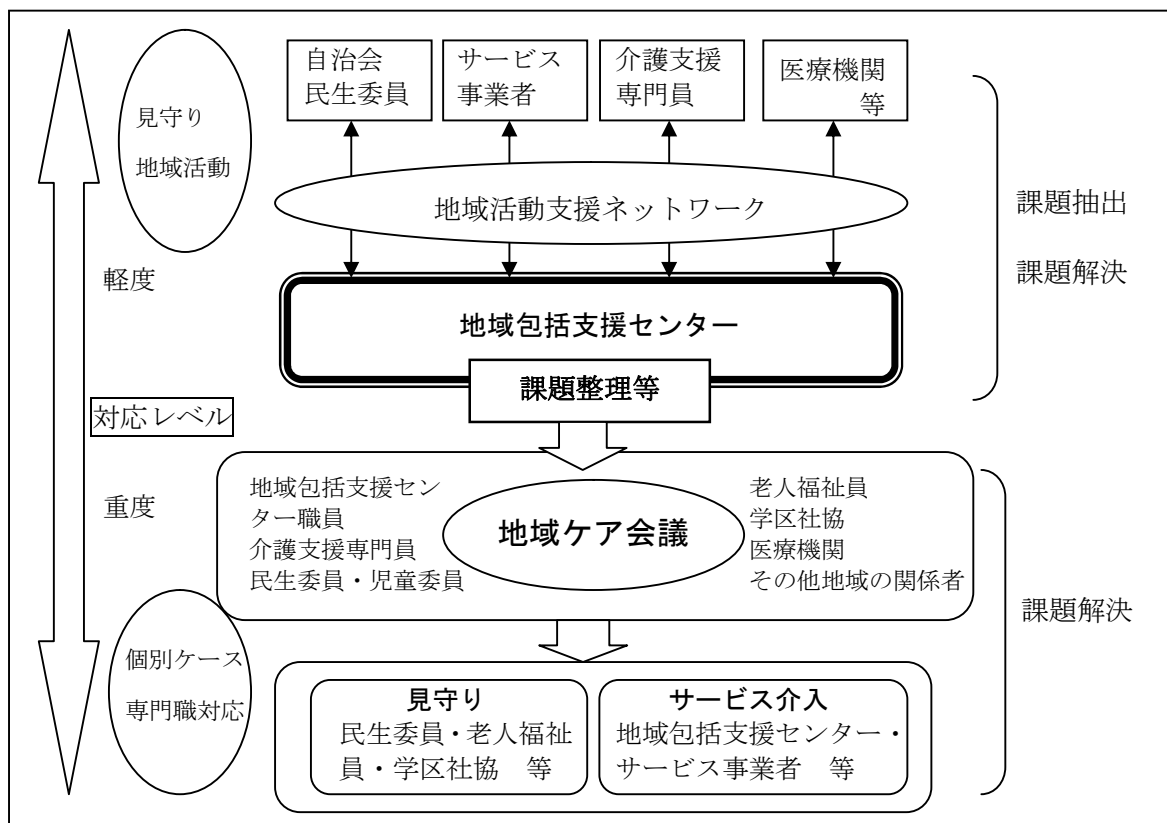
307 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催

区役所・支所の支援の下、地域包括支援センターが中心となって、地域ケア会議を開催します。

この地域ケア会議は、基本的に学区ごとに開催し、地域の関係機関における情報共有や地域に固有の課題、個別ケースへの支援方針の検討や、課題解決・課題発生の防止に向けた協議を行います。



地域ケア会議の目的について



308 区・支所単位の協議の場としての「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の運営及び連携体制の構築支援

区役所・支所は、区・支所内の共通の課題等について議論するため、「区・支所地域包括支援センター運営協議会」を運営するとともに、関係機関の連絡調整や連携体制の構築に向けた支援を行います。

309 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に向けた取組支援

地域包括支援センターを中心に、地域における医療機関と介護支援専門員とのネットワーク構築を推進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院の地域連携室、介護支援専門員との連携づくりに取り組みます。

310 医療と介護の連携を進めるための情報の共有＜新規＞

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ方が、地域で必要に応じた医療・介護サービスが提供される体制づくりを推進するため、かかりつけ医と介護支援専門員の間に於いて医療・介護に関する情報の共有を図ります。

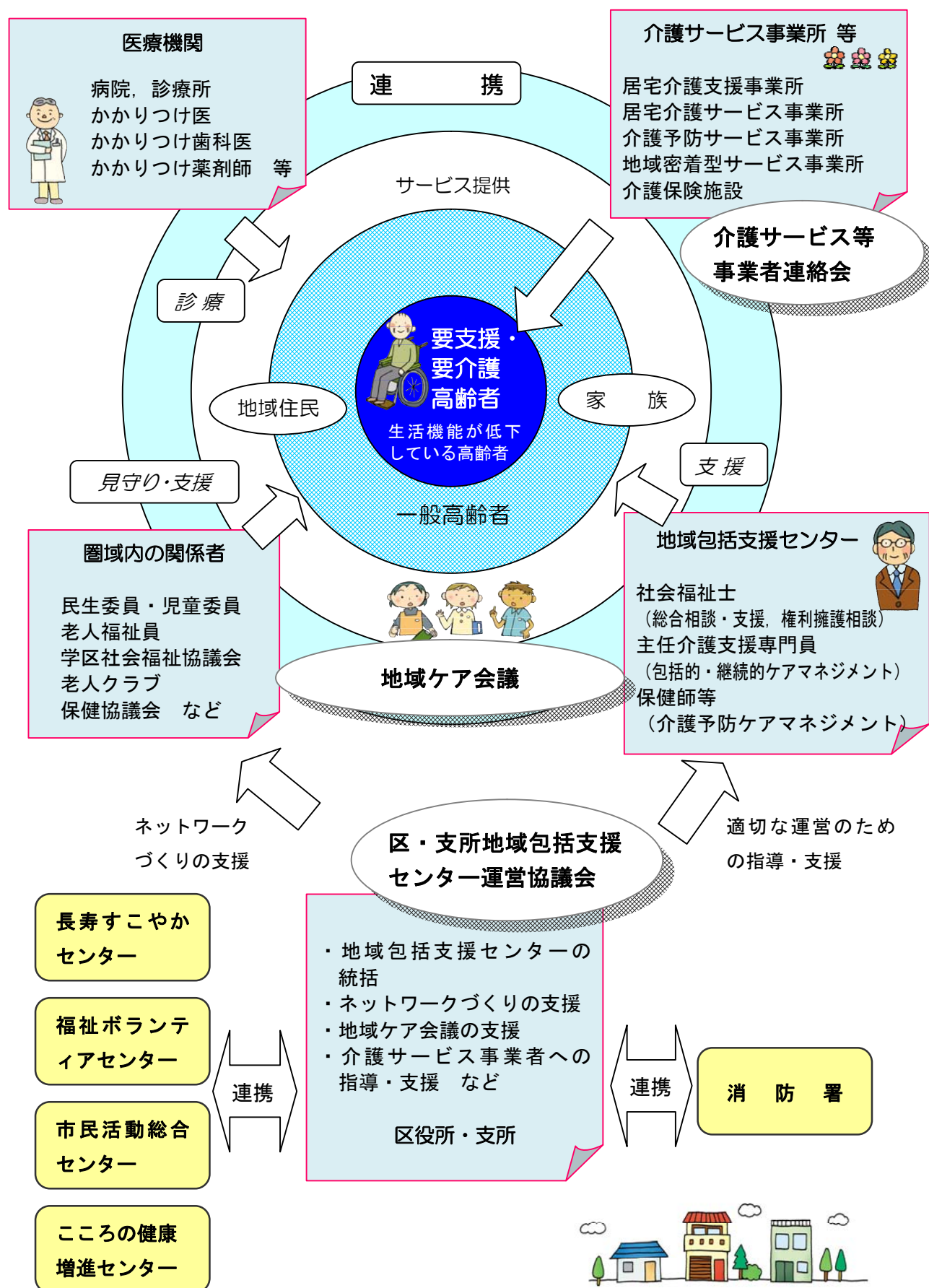


311 介護サービス事業者及び関係機関との連携

各区役所・支所単位で開催する介護サービス等事業者連絡会において、区役所・支所からの情報提供、介護サービス事業者間の情報交換や事例検討等を行うことにより、包括的なサービス利用が円滑に行われるよう、これらの関係機関の連携を強化します。

また、地域密着型サービスについては、運営推進会議の開催を通じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等、地域の関係機関との連携の強化を図れるよう支援します。

地域における関係機関の連携



地域における連携・協議の場

地域ケア会議

目的

地域における様々な課題を的確に把握し、援助を要する高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築するとともに、会議の構成員の資質向上を図る。必要に応じて個別ケースの支援方針に関する協議を行う。

主催 地域包括支援センター

構成

- 民生委員・児童委員
- 老人福祉員
- 学区社会福祉協議会
- 老人クラブ
- 自治会
- かかりつけ医
- 地域包括支援センター 等

区・支所地域包括支援センター運営協議会

目的

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、区・支所単位で次に掲げる事項等について協議する。

- 地域ケア会議等で明らかとなった課題等の検討
- 地域密着型サービス事業者その他の地域資源の活動支援に関すること
- 地域の保健医療福祉サービスについての情報収集
- 地域包括支援センターに関する計画及び運営報告

主催 区役所・支所

構成

- 地区医師会
- 京都府介護支援専門員会
- 京都市老人福祉施設協議会
- 区老人クラブ連合会
- 認知症の人と家族の会
- 区社会福祉協議会
- 区民生児童委員会
- 保健センター、消防署
- 地域包括支援センター 等

介護サービス等事業者連絡会

目的

介護サービス等事業者の専門性の向上と情報共有を図るための取組として、区・支所単位で定例開催し、情報提供や意見交換を行う。

主催 区役所・支所

構成

- 以下の事業所等の介護支援専門員
 - ・居宅介護支援事業所
 - ・地域包括支援センター
 - ・介護保険施設
 - ・地域密着型サービス事業所
- 福祉用具貸与事業者 等